

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年8月18日(2011.8.18)

【公表番号】特表2007-530271(P2007-530271A)

【公表日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2007-505452(P2007-505452)

【国際特許分類】

B 01 J	20/04	(2006.01)
B 01 J	23/58	(2006.01)
B 01 J	32/00	(2006.01)
B 01 D	53/94	(2006.01)
F 01 N	3/10	(2006.01)

【F I】

B 01 J	20/04	A
B 01 J	23/58	Z A B A
B 01 J	32/00	
B 01 D	53/36	1 0 2 B
B 01 J	20/04	B
F 01 N	3/10	A

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月30日(2011.6.30)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

支持材料としての希土類酸化物でドープされ、マグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して酸化マグネシウム1～30質量%を含有するマグネシウム・アルミニウム混合酸化物上に析出された、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム、バリウム、およびアルカリ金属から構成される群から選択された元素の酸化物、炭酸塩または水酸化物を窒素酸化物蓄積成分として含有する窒素酸化物蓄積材料と、

支持材料としての希土類酸化物でドープされたマグネシウム・アルミニウム混合酸化物上に析出された、酸化活性成分としての白金とを含有する、窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項2】

窒素酸化物蓄積成分と白金とが同じ支持材料上に析出されており、窒素酸化物蓄積触媒が付加的に酸化セリウムをベースとする酸素蓄積材料を含有する、請求項1記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項3】

酸化活性成分がパラジウムで含浸されている、請求項1または2記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項4】

付加的に酸化アルミニウム上のロジウムを含有する、請求項1または2記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項5】

付加的に酸化アルミニウム上のロジウムを含有する、請求項3記載の窒素酸化物蓄積触

媒。

【請求項 6】

希土類酸化物でドープされ、白金が析出されたマグネシウム・アルミニウム混合酸化物が、当該マグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して1～30質量%の酸化マグネシウムと、

当該希土類酸化物でドープされたマグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して5～15質量%の希土類酸化物を含有する、請求項1記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項 7】

酸化物として計算して、窒素酸化物蓄積触媒の全質量に対して3～25質量%の窒素酸化物蓄積成分を含有する、請求項1記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項 8】

酸化物として計算して、窒素酸化物蓄積触媒の全質量に対して5～10質量%の窒素酸化物蓄積成分を含有する、請求項7記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【請求項 9】

セラミックまたは金属から形成された不活性のハニカムに塗膜の形で存在する、請求項1または2記載の窒素酸化物蓄積触媒。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

それ故に、本発明は、改善された窒素酸化物蓄積材料およびこの蓄積材料を用いて製造された窒素酸化物蓄積触媒を提供する。

すなわち、本発明の第1の態様は、支持材料としての希土類酸化物でドープされ、マグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して酸化マグネシウム1～30質量%を含有するマグネシウム・アルミニウム混合酸化物上に析出された、マグネシウム、カルシウム、ストロンチウム、バリウム、およびアルカリ金属から構成される群から選択された元素の酸化物、炭酸塩または水酸化物を窒素酸化物蓄積成分として含有する窒素酸化物蓄積材料と、支持材料としての希土類酸化物でドープされたマグネシウム・アルミニウム混合酸化物上に析出された、酸化活性成分としての白金とを含有する、窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第2の態様は、窒素酸化物蓄積成分と白金とが同じ支持材料上に析出されており、窒素酸化物蓄積触媒が付加的に酸化セリウムをベースとする酸素蓄積材料を含有する前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第3の態様は、酸化活性成分がパラジウムで含浸されている前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第4の態様は、付加的に酸化アルミニウム上のロジウムを含有する前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第5の態様は、付加的に酸化アルミニウム上のロジウムを含有する、前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第6の態様は、希土類酸化物でドープされ、白金が析出されたマグネシウム・アルミニウム混合酸化物が、当該マグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して1～30質量%の酸化マグネシウムと、当該マグネシウム・アルミニウム混合酸化物の全質量に対して5～15質量%の希土類酸化物を含有する、前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第7の態様は、酸化物として計算して、窒素酸化物蓄積触媒の全質量に対して3～25質量%の窒素酸化物蓄積成分を含有する、前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第8の態様は、酸化物として計算して、窒素酸化物蓄積触媒の全質量に対して5～10質量%の窒素酸化物蓄積成分を含有する、前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

本発明の第9の態様は、セラミックまたは金属から形成された不活性のハニカムに塗膜の形で存在する、前記窒素酸化物蓄積触媒に関する。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

蓄積触媒の2つの主要な実施態様は、区別することができる。第1の実施態様において、白金および蓄積成分は、支持材料上の異なる部分に、即ち希土類酸化物でドープされたMg-A1混合酸化物の異なる部分で析出される。第2の実施態様において、白金は、蓄積成分と一緒に支持材料に適用される。この第2の場合に、酸化セリウムをベースとする付加的な酸素蓄積成分、殊にセリウム-ジルコニウム混合酸化物(Ce-Zr混合酸化物)を蓄積触媒に添加することは必要であることが見出された。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

蓄積触媒の再生挙動を改善するために、パラジウムは、付加的に白金から形成されている酸化活性成分に適用されてよい。蓄積触媒の再生中に脱着される窒素酸化物の極めて完全な変換を達成させるために、ロジウムが付着された他の支持材料を触媒に添加することは、有利である。ロジウムに適した支持材料は、活性の、場合によっては安定化された酸化アルミニウムである。前記目的のために、酸化ランタン1~10質量%で安定化された酸化アルミニウムを使用することは、好ましい。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0039

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0039】

次の実施例中で研究された触媒配合物は、種々の成分から構成されている。前記成分は、水性の塗料懸濁液を製造するために処理され、この懸濁液を用いて、62cmのセル密度(単位断面積当たりのハニカム中の流動チャンネルの数)を有する董青石ハニカムは、浸漬によって塗布された。塗布されたハニカムは、乾燥され、その後に500で2時間、空気中でか焼された。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

塗布されたハニカムの窒素酸化物の蓄積効率は、新しい状態でモデルのガスユニット中の老化後に上記の記載と同様に測定された。老化の目的のために、触媒は、850の温度で24時間、空気中で貯蔵された。測定前に、触媒は、最初にモデルの排気ガス条件下で600に加熱された。更に、排気ガスの温度は、80の複数回の動作で150へ減少された。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】 0 0 4 9

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 4 9】

幾つかの実施例において、触媒活性の成分は、2つの支持体酸化物への含浸によって同時に適用された。これらの場合において、2つの材料上での触媒活性成分（例えば、酸化白金または酸化バリウム）の全ての濃度だけは、第3表中に示されている。混合酸化物粉末Mg - Al酸化物の製造は、欧洲特許出願公開第1317953号明細書A1中に詳細に記載されていた。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】 明細書

【訂正対象項目名】 0 0 5 3

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 5 3】

2つの粉末材料を水中に懸濁させた。懸濁液を3~5 μm (d₅₀) の粒径に微粉碎し、浸漬処理により1cm³当たり62個のセルを有する市販の董青石ハニカムに塗布した。こうして塗布されたハニカムを乾燥炉中で120℃で乾燥させた。その後に、塗布されたハニカムを500℃で2時間か焼した。

【誤訳訂正9】

【訂正対象書類名】 明細書

【訂正対象項目名】 0 0 5 4

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 5 4】

実施例2：(触媒C2)

請求項7記載の触媒C2を製造するために、酸化セリウムでドープされたMg - Al酸化物を最初に酢酸バリウムで含浸し、乾燥させ、か焼し、その後に、白金を実施例1の記載と同様に前記酸化物に適用した。付加的に、セリウム - ジルコニウム混合酸化物を触媒に添加した。

【誤訳訂正10】

【訂正対象書類名】 明細書

【訂正対象項目名】 0 0 6 0

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0 0 6 0】

触媒C3を触媒C1と同様の方法で製造した。この触媒C3の再生挙動を改善するために、白金が適用された酸化活性塗料成分を付加的にパラジウムで含浸し、付加的にロジウムでドープされた酸化アルミニウムを添加して触媒組成物に変えた。